

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：治山・森林管理道整備事業

### 1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

治山事業の実施に当たっては、工事材料の選定に当たっては、法枠工枠内には植生基材による緑化を図ることとしているほか、斜面安定のための筋工には間伐材を使用し、木材利用の推進を図った。

森林管理道の整備に当たっては、環境対策型機械の使用などにより、環境配慮方針の実践に努めた。また、舗装工においてはアスファルト合材及び下層路盤材に再生資源を活用し、資源の循環活用に努めた。

### 2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

（治山事業）

- ・環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を利用した。
- ・木製構造物として丸太筋工を採用するとともに、植生マット等により早期の緑化を目指した。

（森林管理道整備事業）

- ・環境に配慮して、排出ガス対策型の建設機械を利用した。
- ・アスファルト合材及び下層路盤材に再生資源を活用した。

### 3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

治山事業では、木材の活用や適切な工法選択などにより、自然景観に配慮した施工に努める。また、治山構造物の設置個所や工種の見直しなどにより、地形への改変を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮をより強く意識する。

森林管理道整備事業では、木材や再生資源の積極的な活用などにより、環境への負荷の軽減に努める。道路幅員の縮減や線形の選択などにより、地形への改変

を最小限に抑えるなど、計画・設計段階からも環境への配慮を強く意識する。

#### 4 課題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

公共工事の実施に際しては、環境への配慮と同時にコストの縮減、品質の確保についても求められている。このため、事業の計画・設計段階から施工段階を通して、自然環境への配慮とともに、コスト縮減及び工事の品質確保が図ることのできる工種・工法の選択などについて、検討をする必要がある。

#### 5 事業一覧

(様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表-2のとおり

## 別表 2

## 個別評価事業一覧

事業年度：令和3年度

部局名：農林部森づくり課

事業種名：治山・森林管理道整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	予防治山事業（小沢）	施工段階	14	11	78.6	3
2	復旧治山事業（人見入）	施工段階	6	6	100.0	5
3	復旧治山事業（生川）	計画段階	13	12	92.3	5
4	復旧治山事業（生川）	設計段階	13	12	92.3	5
5	予防治山事業（塚越）	施工段階	12	11	91.7	5
6	森林管理道改良事業（金山志賀坂線）	施工段階	9	9	100.0	5
7	森林管理道改良事業（蓑山線）	計画段階	3	3	100.0	5
8	森林管理道改良事業（蓑山線）	設計段階	10	8	80.0	4
9	森林管理道改良事業（蓑山線）	施工段階	10	8	80.0	4
10	予防治山事業（舟ノ沢）	施工段階	13	11	84.6	4
11	森林管理道舗装事業（勝呂入山線）	施工段階	16	12	75.0	3
	合計		119	103		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業（小沢）
事業の規模	溪間工 堰堤3基	実施場所	飯能市大字下名栗地内
計画期間	令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 当該地域は、急峻な地形、風化の進んだ地質等の自然条件であり、溪床には不安定土砂が堆積しており、土砂流出の危険性が高い。 工事箇所の下流には人家や県道があるため、流出土砂や流木により被災することのないよう、治山ダムを設置する。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

再生砕石の利用により、環境負荷の少ない資材の使用に努めた。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名		予防治山事業(小沢)									
各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況			
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		✓	✓	2-1①, 2-2②④			
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓	✓	3-1①			
基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況			
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進											
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓	✓	1-1②			
	後掲(森林の整備と保全)										
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況			
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進											
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	1-2②			
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓	✓	1-2①, 2-1①			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③			
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○				1-2④			
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができだけリサイクルされるよう努める。		○	○				1-2④			

基本方向3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○				2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○		✓		2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○		✓		2-1③

基本方向4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○				
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		✓	✓	1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○				
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○		

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○				2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
78.57142857		14	11
総合評価		3	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 川越農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（人見入）
事業の規模	法枠工4,750m <sup>2</sup>	実施場所	飯能市大字上名栗地内
計画期間	平成30年度～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 工事施工箇所は森林管理道人見入線の終点上部に位置し、大規模な斜面崩壊が発生している。 この斜面を復旧するために法枠工を、下流への土砂流出防止対策のために土留工等を施工する。 工事箇所の下部には、人家14戸、県道500m、市道100m及び1級河川500mがある。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

工法の選定にあたり、法枠工枠内には植生基材による緑化を図ることとしているほか、斜面安定のための筋工には間伐材を使用し、木材利用の推進を図っている。

また資材等の運搬にはモノレールを利用し、現地の地形や植生への影響を最小限とするように努めている。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	復旧治山事業（人見入）
-----	-------------

各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		✓	✓	2-1①, 2-2②④
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○			3-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進								
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○				1-1②
	後掲（森林の整備と保全）							

基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○				1-2②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○				1-2①, 2-1①
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○				1-2④
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○				1-2④

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○		✓	✓	2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○				2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○				2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○				2-1③

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○				
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		✓	✓	1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○				
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○				1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○				1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○		

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○				2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
100		6	6
総合評価		5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（生川）
事業の規模	溪間工 0.1ha	実施場所	横瀬町大字横瀬地内
計画期間	令和3年度	段階	計画段階
事業の概要： 豪雨等により荒廃した溪流に谷止工を設置し、堆積土砂の流出を防止するとともに、溪床勾配を緩和して安定した勾配に導き、縦浸食及び横浸食の防止を図る。			

※別表－1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項。

- ・ 谷止工の施工にあたり、県産木材の積極的利用や再生砕石を採用し、資源の循環利用に努めた。
- ・ 使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名 復旧治山事業（生川）
----------------

各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		✓	✓	2-1①, 2-2②④
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○		✓	✓	3-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進								
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓	✓	1-1②
	後掲（森林の整備と保全）							

基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○				1-2②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓	✓	1-2①, 2-1①
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○				1-2④
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○				1-2④

基本方向3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○				2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○				2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○				2-1③

基本方向4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○				1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○				
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	✓	✓

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		✓	✓	2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
92.30769231		13	12
総合評価		5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	復旧治山事業（生川）
事業の規模	溪間工 0.1ha	実施場所	横瀬町大字横瀬地内
計画期間	令和3年度	段階	設計段階
事業の概要： 豪雨等により荒廃した溪流に谷止工を設置し、堆積土砂の流出を防止するとともに、溪床勾配を緩和して安定した勾配に導き、縦浸食及び横浸食の防止を図る。			

※別表-1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項。

- ・谷止工の施工にあたり、県産木材の積極的利用や再生砕石を採用し、資源の循環利用に努めた。
- ・使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名 復旧治山事業（生川）
----------------

各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		✓	✓	2-1①, 2-2②④
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○		✓	✓	3-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進								
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓	✓	1-1②
	後掲（森林の整備と保全）							

基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○				1-2②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓	✓	1-2①, 2-1①
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○				1-2④
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○				1-2④

基本方向3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○				2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○				2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○				2-1③

基本方向4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○				1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○				
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	✓	✓

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		✓	✓	2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
92.30769231		13	12
総合評価		5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	予防治山事業（塚越）
事業の規模	施工面積 0.1ha	実施場所	秩父市上吉田地内
計画期間	令和 2 年度	段階	施工段階
<p><b>事業の概要：</b>                  豪雨等により山腹崩壊が発生した地区において、山腹緑化工により崩落拡大を予防するとともに、斜面の安定と早期緑化を図る。</p>			

※別表－ 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項。

- ・ 効率的な施工が図れるよう特殊工法を採用するとともに、工事使用機械は排出ガス対策型を原則とし、環境への負荷軽減に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 希少野生生物の生息・生育状況の把握に努める。

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名 予防治山事業（塚越）
----------------

各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		✓	✓	2-1①, 2-2②④
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓	✓	3-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進								
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓	✓	1-1②
	後掲（森林の整備と保全）							

基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○				1-2②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓	✓	1-2①, 2-1①
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○				1-2④
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○				1-2④

基本方向3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○			1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○				2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○				2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○				2-1③

基本方向4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○				1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○				
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	✓	✓

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		✓	✓	2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
91.66666667		12	11
総合評価		5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（金山志賀坂線）
事業の規模	幅員3.6m、延長260m	実施場所	秩父市中津川地内
計画期間	令和元年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 本線は秩父市中津川と小鹿野町河原沢を結ぶ林道（森林管理道）である。 本工事は雁掛トンネルにおける高強度コンクリート吹付工とロックボルト工を実施するもの。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- 工事で使用する発動発電機・空気圧縮機は仕様書で排ガス対策型を指定した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名		森林管理道改良工事（金山志賀坂線）									
各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考			
		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施		従前の配慮事項（個別事項）との対応状況		
個別事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		—		2-1①, 2-2②④			
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓	✓	3-1①			
<b>基本方向 1</b>		配慮時期				チェック		備考			
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施		従前の配慮事項（個別事項）との対応状況		
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進											
個別事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓	✓	1-1②			
	後掲（森林の整備と保全）										
<b>基本方向 2</b>		配慮時期				チェック		備考			
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施		従前の配慮事項（個別事項）との対応状況		
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進											
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	1-2②			
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		—		1-2①, 2-1①			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③			
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○		✓	✓	1-2④			
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓	1-2④			

基本方向3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	—		1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○		—		2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		—		2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○		—		2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		—		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○		—		2-1③

基本方向4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		—		1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		—		
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	—	

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		—		2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
100		9	9
総合評価		5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（蓑山線）
事業の規模	幅員5.0m 延長43m	実施場所	秩父郡皆野町大字皆野地内
計画期間	令和3年度	段階	計画
事業の概要： 森林管理道蓑山線は、起点側が国道140号線に、終点側が美の山公園観光道路に接続し、秩父郡皆野町大字皆野と秩父市黒谷を結ぶ林道である。 本事業は、雨水の影響により変状した路側擁壁の安定を図るため、大型カゴ枠を新たに設置するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

### 特に配慮した事項

資材には、再生品や耐久性の高いものを優先的に使用する計画とした。

### 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名		森林管理道改良事業（葦山線）									
各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		-		2-1①, 2-2②④			
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓	✓	3-1①			
基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進											
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○				1-1②			
	後掲（森林の整備と保全）										
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進											
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○				1-2②			
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○				1-2①, 2-1①			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③			
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○				1-2④			
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○				1-2④			

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○			1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○				2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○				2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		-		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○				2-1③

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○				
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○				1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○				
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○				1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○				1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○				2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
100		3	3
総合評価		5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（蓑山線）
事業の規模	幅員5.0m 延長43m	実施場所	秩父郡皆野町大字皆野地内
計画期間	令和3年度	段階	設計
事業の概要： 森林管理道蓑山線は、起点側が国道140号線に、終点側が美の山公園観光道路に接続し、秩父郡皆野町大字皆野と秩父市黒谷を結ぶ林道である。 本事業は、雨水の影響により変状した路側擁壁の安定を図るため、大型カゴ枠を新たに設置するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

### 特に配慮した事項

資材には、再生品や耐久性の高いものを優先的に使用する設計とした。  
工事で使用するバックホウは、仕様書で排ガス対策型を指定した。

### 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名		森林管理道改良事業（葦山線）									
各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		-		2-1①, 2-2②④			
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓	✓	3-1①			
基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進											
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓		1-1②			
	後掲（森林の整備と保全）										
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進											
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	1-2②			
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		-		1-2①, 2-1①			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③			
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○		✓	✓	1-2④			
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		-		1-2④			

基本方向3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○		-		2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○		-		2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		-		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○		-		2-1③

基本方向4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓		
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		-		1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		-		
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		-		2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
80		10	8
総合評価		4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	9 治山、森林管理道整備	事業名	森林管理道改良事業（蓑山線）
事業の規模	幅員5.0m 延長43m	実施場所	秩父郡皆野町大字皆野地内
計画期間	令和3年度	段階	施工
事業の概要： 森林管理道蓑山線は、起点側が国道140号線に、終点側が美の山公園観光道路に接続し、秩父郡皆野町大字皆野と秩父市黒谷を結ぶ林道である。 本事業は、雨水の影響により変状した路側擁壁の安定を図るため、大型カゴ枠を新たに設置するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

### 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

### 特に配慮した事項

資材には、再生品や耐久性の高いものを優先的に使用した。  
工事で使用するバックホウは、仕様書で排ガス対策型を指定した。

### 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

### 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名		森林管理道改良事業（葦山線）									
各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
		計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施				
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		-		2-1①, 2-2②④			
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓	✓	3-1①			
基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施				
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進											
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓		1-1②			
	後掲（森林の整備と保全）										
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施				
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進											
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	1-2②			
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		-		1-2①, 2-1①			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③			
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○		✓	✓	1-2④			
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		-		1-2④			

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○		-		2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○		-		2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		-		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○		-		2-1③

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓		
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		-		1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		-		
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	-	-

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		-		2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
80		10	8
総合評価		4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	予防治山事業（舟ノ沢）
事業の規模	谷止工1基、土留工4基	実施場所	比企郡ときがわ町大字大野地内
計画期間	令和元年度～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 豪雨及び地下湧水等により山腹斜面が崩壊し、その崩落土が溪流に堆積した不安定な状態にあり、下流域への流出が懸念される。斜面の拡大崩壊の防止及び溪岸の侵食・不安定土砂の流出防止等を図るため、谷止工、土留工及び山腹緑化工を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

- 環境配慮型の機械を使用する。
- 木製構造物として丸太筋工を採用するとともに、植生マット等により早期の緑化を目指した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。



別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名	予防治山事業（舟ノ沢）
-----	-------------

各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○				2-1①, 2-2②④
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓	✓	3-1①

基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進								
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓	✓	1-1②
	後掲（森林の整備と保全）							

基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進								
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	1-2②
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓	✓	1-2①, 2-1①
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○				1-2③
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○				1-2④
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○				1-2④

基本方向3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○		✓		2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○				2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○				2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○				2-1③

基本方向4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		✓	✓	1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		✓	✓	
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○		

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		✓		2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))	(a)	(b)	
85	13	11	
総合評価		4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 寄居林業事務所

事業の種類	9 治山・森林管理道整備	事業名	森林管理道舗装事業（勝呂入山線）
事業の規模	延長553m 表層工2115.2m <sup>2</sup>	実施場所	秩父郡東秩父村大字安戸地内
計画期間	H25～R5	段階	施工段階

**事業の概要：**

比企西部林道のひとつである本林道は、小川町大字勝呂地内と東秩父村大字安戸地内とを結ぶ連絡林道であり、小川町、東秩父村のアクセス道として利用されている。  
 しかしながら、急勾配の区間が多いので、路面の浸食が著しく、間伐を中心とした森林施業に影響を及ぼしているため、舗装を整備することによりこの問題を解消するとともに維持管理費の軽減を図る。

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

**特に配慮した事項**

- ・環境に配慮し、排出ガス対策型の建設機械を使用した。
- ・アスファルト合材および下層路盤材に再生資源を活用した。

**配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項**

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 9 治山、森林管理道整備に関する環境配慮方針

事業名		森林管理道舗装事業（勝呂入山線）									
各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
個別 事項	① 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○		✓		2-1①, 2-2②④			
	② 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○	✓		3-1①			
基本方向 1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 地球温暖化対策の総合的推進											
個別 事項	① 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○		✓	✓	1-1②			
	後掲（森林の整備と保全）										
基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況			
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり		計画 段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施				
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進											
個別 事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	1-2②			
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓	✓	1-2①, 2-1①			
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○		✓	✓	1-2③			
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○		✓	✓	1-2④			
	⑤ 道路改築や補修時には、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○		✓	✓	1-2④			

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	○	✓	✓	1-2③, 1-3①
基本的配慮事項 2 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。		○	○				2-2②
	② 表土の保全に努める。	○	○	○				2-1④2-2①③④
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。		○	○				2-1⑤
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	○		✓		2-1②
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		○	○				2-1③

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考
安心・安全な環境保全型社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	
	再掲（環境に配慮した交通の実現）							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		✓	✓	1-1③, 2-1④
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		✓	✓	
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全								
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	1-1①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	1-1①

基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○		

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。		○	○		✓		2-2⑥

実施率		合計	
(b/a (%))		(a)	(b)
75		16	12
総合評価		3	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。